
平成23年第3回大和町議会定例会会議録

平成23年6月17日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	瀬戸善春君
副町長	千坂正志君	産業振興課長	庄司正巳君
教育長	堀籠美子君	都市建設課長	高橋久君
代表監査委員	三浦春喜君	上下水道課長	堀籠清君
総務 まちづくり 課長	遠藤幸則君	会計管理者兼 会計課長	浅野雅勝君
財政課長	千坂賢一君	教育総務課長	織田誠二君
税務課長	伊藤眞也君	生涯学習課長	八島勇幸君
町民課長	瀬戸啓一君	総務 まちづくり 対策 官	千葉恵右君
環境生活課長	高橋完君	産業振興課 企業誘致 対策 官	浅井茂君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主査	藤原孝義
班長	瀬戸正志		

議事日程

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後 1 時 2 9 分 開 議

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

日程第 2 「議案第 3 9 号 平成 2 3 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 3 「議案第 4 0 号 平成 2 3 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」

日程第 4 「議案第 4 1 号 平成 2 3 年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

日程第 5 「議案第 4 2 号 平成 2 3 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 6 「同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

日程第 7 「諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

日程第 8 「所管事務調査の申し出について」

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、こんにちは。

本会議を再開します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定によって、8 番堀籠
日出子さん及び 9 番馬場久雄君を指名します。

日程第2「議案第39号 平成23年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案第39号 平成23年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

それでは、1点お尋ねいたします。

事項別明細書の6ページの商工費の中で、11の需用費。修繕料で、旗坂のトイレ修繕費とご説明があったわけなのですが、この修繕費はトイレだけの修繕なのか、それともトイレ周辺の修繕も入っているのかお尋ねいたします。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 (庄司正巳君)

ご質問のお尋ねでございますけれども、トイレの修繕という、周辺も入っているのかということでございますが、これは雪の重みで屋根がへこんだ状態で柱もちょっと影響があるということで、その屋根の関係を全体を修理するというふうな内容でございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

トイレの修繕は必要なのですが、トイレの周辺の手すり、川沿い側の手すり、あの辺も大分老朽化して壊れている状態でございますので、そ

の辺もやはり修繕していただきまして、安全に旗坂キャンプ場内に入れるようにしていただきたいと思います。まずお願いします。

議長 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

そうですね。今回は屋根の部分だけということでございますけれども、手すりにつきましても、なお確認しまして対応したいというふうに思っております。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

すみません。1点忘れていました。

それと、トイレの管理なのですけれども、お客さんからちょっとトイレの管理が行き届いていないのではないかという、ちょっと掃除が行き届いていないというおしかりも受けますので、どなたが管理しているかわからないのですけれども、やはりああいう観光地ですので、お客さんが来てもいつでも気持ちよく使えるようにご指導いただきたいと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

トイレの管理につきましては、23年度からシルバー人材の方に頼みまして、4月に職員も行って一応トイレをきれいにしまして、常にこういう状態を保ってもらおうということでシルバーの方をお願いしていますので、今後とも管理というか、注視しながらやっていきたいというふうに思っております。（「はい」の声あり）

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。9番馬場久雄君。

9番 (馬場久雄君)

では、7ページの、まほろばホール管理費の中の備品購入費。展示品の購入で、ブロンズ像100万の一応予算で説明がありましたが、これはブロンズ像は1点の購入でなのですか。それから、展示の場所とかも詳しく説明いただければと思います。

それから、災害復旧費の中の教育施設災害復旧費。メンタルケア補助員、被災児童対策というご説明でありましたが、一応4名の配置ということで、この補助員の方々はこういった方々をあてがう予定なのかお聞かせいただければと思います。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 (森 茂君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

ギャラリーの展示用ブロンズ像は1点の購入でございます。内容につきましては、佐藤忠良さんの頭像でございます。制作者は、彫刻家の笹戸千津子さんという方でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 (織田誠二君)

メンタルケア補助員の資格要件ということでございますけれども、募集する際に際しましては、特に要件等は設けなくて募集したいなというふうには考えておりますけれども、ただ選考に当たりましては、仕事の内容が子供を相手に悩み等を聞いて、そういった対応をしていただくということの仕事内容となっていますので、例えば保育士の資格を持っている方とか、先生の資格を持っている方とか、そういった方々を優先には対応させてい

ただければなというふうを考えております。

今回の震災対応ということで、緊急雇用の震災対応というようなこともありますので、募集する際には余り条件がつけられないのかなというふうを考えております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 （森 茂君）

ただいまの回答につけ加えさせていただきます。

展示の場所につきましては、2階にございます佐藤忠良ギャラリーを予定してございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

ブロンズ像なのですが、100万で1点ということで、高いか安いかわちよっとその辺はわからないのですが、いずれ今説明ありましたように、佐藤忠良ギャラリーですね。ご存じのように忠良さんも、3月末だったですか、お亡くなりになりまして、大和町落合出身ということで町としてもPRを図っているところなのですが、この間いただきました生涯学習課の資料とか去年の実績を見ますと、忠良ギャラリーそのものが、数字が本当かどうかわかりませんが、230名ほどというふうな来館者ということです。もう、まほろばホールをつくって以来あそこに設置してあるわけなのですが、余りにもちょっと残念な数字といいますか、もっともっと忠良ギャラリーをこの機会にPRをしていく必要があるのではないかと思うのです。そういった形で、展示をして、そこにこういったもの、魅力があるから来るよという方もいらっしゃるでしょうけれども、もっともっとこういう作品を展示してあるのだというふうなことを、外にもPRするべきではないかなと思います。

もう一つは、それに関して、子供さんも、小さいお子さんもみんな親し

まれるようにということになれば、絵本にかいてあるあの「おおきなかぶ」の例えばレリーフを、まほろばホールの玄関とか、ああいう2階に行かなければわからないというのではなくて、ああいうレリーフを階段のところにだっと導くように置くとか、それとも思い切ってまほろばホールの外の壁面にそういったものをかいて、誘導するようなこともあるのかなとちょっと思います。ブロンズ像とは別なのですが、せっかくそういった購入をして、ここに忠良ギャラリーありというふうにPRするわけですから、そういった考えもあるのかなというふうに思っています。

いずれ、来館なさる方がもっともっと、230人という12カ月で月10人という計算ですか。だから、学校関係のというか生徒さんたちも余り来ないというふうな想定にしかならないわけなので、もっと力を入れるべきではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

それから、メンタルケアの方は、被災されている児童の方々ということなので、教育側としては、想定されるこういったメンタル部分でケアしなければならないというふうな何かお考えのことがあれば、二、三ご説明いただければと思います。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 (森 茂君)

忠良ギャラリーですが、PRということでございまして、今回白寿展というふうな形でご予定をさせていただいておりましたが、お亡くなりになりましたので、追悼展ということで、いろいろ幅広くPRして見ていただくということで考えてございます。

また、ただいまご提案ございました誘導サインというふうになりますが、これらにつきましては今後ちょっと検討させていただきまして、確かに「おおきなかぶ」ということで絵本を出していらっしゃるしますので、それにちなんだものでできれば誘導するようなサインを、そのおっしゃる提案のような対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

メンタルケア補助員につきましては、被災を受けた子供たち、実際現場の方で、先生方なのですが、実際被災を受けた子供たちに接するときには十分気をつけて対応しているという部分があります。というのは、そういった被災を受けたことを余り思い出させないような言動をすとか、そういったことでいろいろ気を使って対応している部分がありますので、そういったことで幾らかでもその子供さんが心が和らぐような形の対応というのを、まず第一番目に考えていただければなというふうに思っています。

あとは、被災地からこちらに来るということで、全然知らない場所に来ての生活というふうなことで、知っている方もいらっしやらないというふうなことでの生活もありますので、家庭生活も含め、まあ家庭生活まで入るかというところとちょっとあれなのですが、ある程度の内面に入った部分でのお手伝いをやっていただければなというふうに考えております。

それから、これは被災された子供さん、ほかから転校してきた方だけではなくて、町内でも被災を受けた方、児童生徒がいらっしやるとしますので、そういった方々についての対応をお願いしたいなというふうに考えております。

議長（大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番（馬場久雄君）

ブロンズ像の件は、やはり入館なさる方をもっともっとふやす必要があるということで提案させていただきました。いろいろ検討していただきたいと思います。

それから、メンタルケアの方なのですが、やはり被災された児童の方、また周りも余りなじみのない方々で生活することですので、いろいろな相談もしくは悩みとか、いろいろな心の不安とか、そういったものがあるのだらうと思います。ですから、緊急雇用の対策なので資格者をあてがう

というわけにはいかないというのですが、できるだけですね、場合によってはそういう方にたけている専門の方も必要になる場合があるのかなというふうなこともありますので、できるだけ経験豊富な、そういった対応をできるような方を選ぶようにした方がいいのかなというふうにも考えますので、その点について無理のない、制度上決まっているものですから、そういった方々を向けるべきかなというふうに思います。その辺いかがでしょう。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

選考に当たりましては、経験者を中心に選考していきたいなというふうに考えております。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。11番鷓橋浩之君。

11 番（鷓橋浩之君）

今回の補正、9,700万ですか。そのうちの6,600万がS A C O関連でございます。それで、今回のS A C O関連、説明もされたわけなのですが、従来と違っていわゆる制度の改正等々というふうな説明があったかと思えますけれども、本来特定防衛施設整備交付金、いわゆる9条予算というふうなことで、公共施設の整備というふうなことが今まではメインであったかと思えます。防衛関係は、そのほかに民生安定の障害防止、3条、8条あるわけなのですが、今回この6,600万、ほとんど全額を施設の管理費、そういったものに全部振りかえ、しかも当初予算で予算措置をしていたものに振りかえをして、そしてその部分を財調に組み替えたというような内容の予算措置になったわけなのですが、そのいわゆる防衛そのものの法改正がどういうふうに改正されたのかを含めて、今回こういう組み替えをする理由、経過を含めてひとつ説明をいただきたいと思えます。

それから、7ページの災害復旧費、2項の復旧費なのですが、いわゆる

この区集会施設の復旧事業費、おかげさまで150万を限度として2分の1というふうなことで、今回予算措置をしていただいたわけでございます。それで、この予算措置なのですが、いわゆる負担金補助及び交付金という形で予算化をされたわけなのですが、実は私の方の地区の集会施設も震災に遭ったということで積み上げた経緯があるわけなのですが、震災で盛り土部分が下がったために床が水平でなくなったというふうな、それが大きな被害なのですが、いろいろ地区の役員さん方の話、今までの検討の経緯、経過があるわけなのですが、これは素人ではどういうふうな工法をして修理したらいいかちょっとわからないと。恐らく、畳をはがして、床をはがして、かなり中の方を点検しないと無理だろうというふうなことも検討をされているようです。

そうなった場合、この復旧事業費の補助金なのですが、いわゆる直接事業費だけにしか該当しないのか、調査設計費用を含めて見てもらえるのかどうか。いわゆる復旧までもっていくその段階、調査設計がなかなか床下のことですから大変だろうと思うので、その考え方をひとつお聞かせをいただきたい。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

今回のSACO予算についてのお尋ねでございます。

今般、防衛施設周辺対策事業ということで、これについての制度改正が行われたところでございます。それで、これまで公共用施設の整備ということでの補助要綱ということで、対象となり得るものの選定を行いまして、これまで整備を進めてまいりました。本年、ソフト事業と、あるいは維持管理等の費用に充当することが可能ということで、その用途がかなり幅広くなりました。これによりまして、これまで施設整備というふうな形での使い方一辺倒から、町でもそれに対応していろいろな事業に充当ができるということで今般当初予算に計上しておったのですが、そういったものに充当ができるということで組み替えをさせていただいた内容でございます。

それで、こういった事業に用途ができるということでございますので、

今後こういった事業の選定を幅広くとっていきたいというふうを考えております。今回、特に災害復旧とか、それから第4次総合計画を今後実施するに当たりまして多くの財源を必要といたします。そういったことから、なるべく財源を有効に使いたいということで、今回財調の方に戻し入れをして調整を図ったという経過でございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続いて、鶉橋議員のご質問にお答え申し上げます。

今回、10款2項2目の衛生・環境災害復旧費の中の19節での区集会施設復旧事業費、該当が直接事業か、もしくは調査設計の前段階の部分も含まれるかというふうなご質問だったと思いますが、町の方で今回の集会施設の補助要綱につきましては、従来持っておりました新築、あるいは改築、そういったものに追加して、東日本大震災に係る集会施設の直接的な修繕というふうな考えを持ってございまして、補助対象の考え方としますと、直接的な修繕というふうな意味合いをとらえまして、復旧費が10万円以上のものを対象として、今回補助率が対象事業費の2分の1以内で、かつ限度が150万円というふうに設定をしまして、従来からの区集会施設の補助の内容と整合性を持たせた中で、年度内での修理が終わるものを想定しまして考えたものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

11 番 （鶉橋浩之君）

まず、SACO予算なのですが、そうしますとその一般財源に組み替えが可能だというふうな制度が変わったことを踏まえて、今回はこのような措置をされたということでの説明でございます。そもそもこの特定防衛施設周辺整備交付金、これはいわゆる沖縄の米軍の演習が王城寺原演習に来ることによっての、一つの9条予算の拡大で措置をされてきたというふう

な経緯がございます。

それで、町の執行部の認識として、そういった米軍移転の経緯からですよ。あの施設周辺のいわゆる公共関係の設備整備については、ほとんど完了したと見ていらっしゃるのか。それとも、今回は震災等々もあってこういうふうな措置にされた。今後はまだ施設整備等々も考えていくんだよというふうな考え方があるのかどうかを含めて、もう一度お伺いをします。

それから、区の集会施設の関連なのですが、いわゆる目に見えない箇所、箇所といいますか、いわゆる極端に床が下がっている状態で、その復旧の費用の算出なり積算のためには床をはがしたりいろんな、そこまでやらないとできないというふうな状況があるわけなので、これは直接工事費だけだというふうになると、やはり地区でも対応にかなり苦慮してしまうのかなど。素人がそれを調べてわかるような状況ではないし、やはり専門家にそれを依頼しなくてはならない。そうしますと、2分の1の補助事業といっても、実質その修理費の町の方では3分の1程度に終わってしまうとか、そういう比率がどんどん下がってしまうというふうな懸念もあるので、できればそういった見えないところなものですから、調査設計の部分、それを何とか対象に加えてもらえないものかというふうなことで、検討する余地がないのかどうか、ひとつもう一回お伺いをしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

SACO交付金の考え方につきましては、議員おっしゃるとおりに、9条予算の拡大ということで交付をいただいております。当然、周辺の公共施設の整備については、計画をもちまして年次計画で進めているところでございます。それで、今回ソフト事業に拡大されたからといって、それが事業がすべて終わって切りかえをするのかということではなくて、やはり必要な事業については、その都度計画を見直しながら逐次進めてまいりたいというふうに考えております。

特に、今回の法律の見直しによりまして、多様な使い方ができるということで、これまで年度末に集中していたSACOの二次交付に対しての使

い方ですね、これももう少し広い使い方ができるということで、町の方ではそういった考えで、いろいろ多様に使いたいというふうに考えた中でのご提案を申し上げているところでございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

再度の議員のご質問でございますが、区の集会施設の方の考え方としまして、原形復旧といいますか、そちらに要する費用としての事業経費の2分の1であり、かつ限度額150万円というふうな中での設定でございますので、あと実際どういった細かい分、議員がおっしゃるその調査設計費分、従来ですと補助事業ですと町ですと事務費的な事前の行為というふうに見られるわけですけれども、今回こちらは町の単独の事業という形での補助支援というふうな形ですので、原形復旧の部分の直接的な、あるいは床をはがしてという、その直接の工事部分は全体の修繕の工事の一部になるのかなとも思いますので、その辺はちょっとご相談の意味合いもあるかと思いますが、なかなかその設計費というふうに直接言われますと、ちょっと難しいのかなというふうに今の段階ではお答えせざるを得ないかなと思っております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

鷗橋浩之君。

11 番 （鷗橋浩之君）

この交付金、これは9条、いわゆる特定施設周辺整備交付金、これだけが制度が変わったというふうに理解してよろしいのですか。今までの3条、8条等々についてはどうなのか、それをあわせてお伺いしておきたいと思っております。

それから、やはりまだまだ周辺地区、施設の整備が必要な箇所もあると思うのですけれども、そういう余地を残しておいていただきたいなというふうに思います。

それから、区の集会施設なのですが、今課長から答弁がありましたけれども、やはりなかなか難しい部分がありますので、そういったものを地元の担当役員さんなんかとも協議の中で、やはり措置をしていただければと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

今回の法改正につきましては、9条に関する部分ということでございます。3条、8条、民生安定等、あるいは障害防止等につきましては、従来の考え方を踏襲していくというふうになっております。

また、周辺地域にもまだまだ整備の必要な箇所があるというふうなお話でございますので、どういったものが具体的に事業化できるのか、そういったものを今後調査をしながら、採択できるものは調整を図っていきたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

区の集会施設の修繕につきましては、区の代表者、区長さんが申請というふうになっておりますので、私の方でご協議、相談を受けて、そのとき丁寧なご説明等をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。17番大崎勝治君。

17 番 （大崎勝治君）

この関東大震災（東北関東大地震）の災害復旧費でございますけれども、この中で衛生・環境災害復旧ということで瓦れきの民間委託とお聞きしたのですが、4,500トン、どんな形でこれを契約するのか。1社なのか2社

なのか、どういう形で進めていくのか、まずお尋ねをします。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

ご質問にお答えしたいと思います。

今回の震災ごみの方の、約推計で6月末で4,500トンの処理でございますが、可燃ごみ、不燃ごみ、そして粗大ごみ、そして瓦れきというふうな部分で、4種の方に仕分けをしながら被災者の皆様に直接搬入をいただいているところでございます。これの処理につきましては、それぞれ部門がありますので、複数の入札といいますか、そちらの方の競争というふうな形での、町の方の入札の手続をもって応札していただくというふうな形になろうかと思えます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

大崎勝治君。

17 番（大崎勝治君）

複数の業者ということでございますが、これも入札でということでございますけれども、これに限らずこの災害復旧について国庫補助で来ているわけですから、できるだけ地元優先という形で、そして災害に仮復旧では地元業者を皆利用したわけですから、多少の恩返しの気持ちでやっぱり地元企業に配分をするべきではないかと、こんな思いなのですが、町の考えはいかがでしょうか、お尋ねします。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

再度ご質問でございますが、地元企業の優先といいますか、そちらの方の考え方、これは入札の方の担当執行窓口課とよくご相談をしたいという

ふうに思います。今現段階では、通常の指名競争なり、あるいは随契なり、いろいろ方法は町の方でとられるということになりますので、ただいまの議員のご意見も、財政といいますか、入札の当局の方の窓口課といいますか、そちらの執行課と相談をさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
大崎勝治君。

17 番 （大崎勝治君）

今までの入札執行の内容についてはわかっているわけですがけれども、今回はかつてない特別の災害でございました。それにつきまして、仮復旧を地元業者に皆お願いして、本当に忙しい中でやっていただいたわけですね。それだけやって、入札だからといってまるっきり地元を見ないふりでは余りではないかと、こんな思いをしているわけですが、その辺入札のある程度区分けをして、指名入札とかそういう形で持って行って、地元業者に仮復旧でお手伝いをいただいた恩返しをという気持ちでやったらどうかということですが、課長の考えはいかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）
副町長千坂正志君。

副 町 長 （千坂正志君）

今回の災害復旧関係でございます。今、応急の分は終わりました、そして今国債の査定を受けている段階でございます。その中で、地元業者、AランクからB、Cというそれぞれのランクはございますけれども、それぞれの中で指名という形の部分で入札をする部分と、それから随意契約でやる部分と、災害復旧でございますので緊急な場合でございますので相当の本数がございます。そんな中で、できるだけ早い復旧を目指すということになれば、これは地元業者さんのご協力をいただきながら早目の発注をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。14番中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

明細書、まずもって衛生費。今回も補助金、5台分で10万円、生ごみ処理機購入と。先般、このような大きな災害が起きたときに、やっぱりごみ焼却場も2カ月半停止したと。このようなときに、町でもこれまで何十台分かの補助を出して活用してきたと思います。現在、その今回の5台を入れると、恐らく30台かそこらの台数になるのかなと。そういうものが、今回災害が起きて停電が解除した中で、そういう利用をしていただいた方々の利用状況は、町としては今は恐らくできていないと思いますけれども、ならば9月ごろまでの議会までに、その利用方法なり、とてもよかったなと感謝の気持ちがあるのか、そういうようなこれまでの利用状況に対しての「とてもよいよ」という話は聞いたものの、本当の1カ月、2カ月で寝ているものもあるのではないのかなと、そういう報告がこれまで一切ございません。ただ、初年、やった年には、非常に手軽で家庭菜園に適しているとかという言葉が一度ご説明があったきり、一切そういうものがこれまで議会の方にも報告なっていませんから、その辺をこの震災とあわせて調査をしながら、協力を得られたと、逆に非常によかったというような利用者の声も今後対応していくべきではないのかなと。まず1件。

もう一件は、先般でもお話ししていますけれども、メンタルケア補助員4名、452万8,000円。これも先ほど課長の方で説明がありましたけれども、先般運動会の中で、やっぱり運動着というのですか、活動着というのですか、トレーナーというのですか、小学校で言えば。やはり、知らない町にそういう災害を受けて来たときに、整列したときにすぐわかるのですね。どこの学校の子供だと。やはりそういう心のケアであるのであれば、全く知らない地区に避難をしてきて、子供も入場行進で別なトレーナーを着て入場してくるというのであれば、教育長としたらどのように思いますか。知らないところの町に来て。やはり利用しなくなった、だれか隣の子供でもあいているのであれば、PTAにでもお話ししながら再利用なり利用をしてもらって、やっぱりその何カ月でも吉岡小学校に通えたという心のケアが一番ではないのかなと。

隣組も知らない、「はい、あなたはここにいなさい」。仮設住宅でなく、そういう住宅にいながらですよ。中学校であれば中学校の方の卒業した方なり、PTAの役員を利用して、そういう運動着なりを一時お借りしてお使いくださいと。逆にもしよかったら、協力していただいた方が逆に吉岡にお世話になったという、そのトレーナーをもらっていても何かのものになるのではないのかなというので、ぜひその辺のメンタルケアの補助員、全く知らない町に来てそういうものの子供のケアだよというのであれば、逆に外から見ても吉岡の小学校の子供だと、中学校の人だというふうに、きちっとした対応もあってしかるべきではないのかなというふうに思いますので、ぜひ、教育長が仙台から避難してきて、運動着、仙台のどこそれ、荒浜、着て入場行進しますか。やっぱりそういうところのきめ細かな教育関係も、今回の大震災の教訓をもとにして前向きにそういうものも早急に対応できるように、そういうマニュアルもつくっておいたらいかがですか。以上です。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

中川議員の質問にお答えします。

利用者の声をとってというふうなことで、今後補正をする段階でも、いろんな段階でも、そういった情報をキャッチした中での説明というふうなものも気をつけてやりたいと思いますし、現在平成23年度での電気式のごみ処理機でございますが、4月に2台、5月に2台、6月の上旬で1台ということで5台交付決定をさせていただいた中で、今回5台をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。（「全体ではどうなのか」の声あり）今までの全体は、昨年は、22年度の実績は確認しておりますが、処理機、電気式が5台、コンポストになりますと9台ということで、22年度の実績までは確認しておりましたが、ちょっとそれ以前については、あとこちらで調べてご報告したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

被災児童に対する運動着等の支給ということでのご質問でございますけれども、運動着を含めまして学用品ということで、被災児童生徒に対しましては、日本ユニセフ協会の協力をいただきまして、それぞれが必要な学用品等を調査した中で、それぞれ配付しているというふうな状況となっております。議員のおっしゃる中での運動会で違う運動着を着ていたということですが、たまたまそれが配付するのが間に合わなかったのか、ちょっとその辺は調査してみないと何ともいえませんが、運動着も含めて学用品等については必要な部分、金額の限度はありますけれども、希望を聞いた中で配付しているというふうな状況となっております。

議長（大須賀 啓君）

中川久男君。簡単に質問してください。

14番（中川久男君）

はい。では、その運動着の件というのは、たまたま小学校の開催日には間に合わなくて、今はそういう避難しているお子さんには支給になっているということですか。そういう中身は、やはり利用しなくなって転勤していった人たちとか、そういうPTA関係にも協力を得た中で、お使いくださいという優しい大和町の心構えを持っていてくださいということですから、運動会に私が行って見て、その都度ですね、今は渡っているのならば渡っているでそれはいいのですけれども、やっぱりそのような温かい教育者の立場として一番先に何をやったといたら、子供たちは学校に通うのとスポーツ、運動着でしょう。行けば弁当は給食センターが動けば給食が出るというのを、やっぱりそこですからね。やっぱり教育委員会としたら、そういう目配りもきちっと今度はそういうプログラムに入れた中でお願いをしておきます。ああ、おれはお願いをすることはないのだから、今現在はなっているのですか。終わりです。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

こと運動着に関しましては、新しい運動着、吉岡小学校指定の運動着が配付されているものと考えております。

それから、PTAのご協力をいただいた中でということですが、中学校においては制服については新しくつくるといってなかなかいかない部分がありましたので、そういった形でPTAのご協力をいただいて、制服の調達なり、あとそれ以外の必要なものについては協力をいただいた中で配付させてもらっておるところです。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長、つけ加えることはありませんか。教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

このたび、新学期が始まるまでに時間がありましたので、県の方、県教育委員会、それからユニセフ等で、随分個別に相談に来た方々に応じたつもりではおりますが、まだ、今議員のご質問があったのを伺うと十分でない、また欠けている部分があったのかもしれないので、この後改めてまた学校の方に問い合わせてみたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

14 番 （中川久男君）

教育長、そういうことではないですからね。入学式もおくれた中でやったのだから、そういう中でならば時間があったわけですから、教育長、あなたとしたら本当に監督ではなく指導が行き届かないような今の答弁の仕方ではないですか。やはり、私もそのようなことをお願いし、協力しましたというのであればいいけれども、再度確認をしますという、それはとんでもない話ですよ。直してください。

議 長 (大須賀 啓君)
教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)
それでは、訂正させていただきます。
改めて、そのような配慮を持って臨みたいと思います。失礼いたしま
す。

議 長 (大須賀 啓君)
ほかにございませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
ないようですから、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから、議案第39号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第40号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)
日程第3、議案第40号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会
計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に
入ります。
質疑ありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第4「議案第41号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」**

議長 (大須賀 啓君)

日程第4、議案第41号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第42号 平成23年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第5、議案第42号 平成23年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、議案第42号関係、議案書の1ページをお願いいたしたいと思
います。あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）という
ことで、別冊の資料もあわせてご準備をお願いできればと思います。

平成23年度大和町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございますして、歳入歳出
それぞれ9,000万円を追加いたしまして、予算総額を94億1,811万8,000円
とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条につきましては、地方債の変更でございますして、災害等廃棄物処
理事業債、3,990万円から8,490万円に変更しようとするものでございます。

それでは、事項別明細書、3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金2項国庫補助金8目災害復旧費国庫補助金、災害等廃
棄物処理事業費補助金でございますけれども、今回の震災によりまして発
生いたしました家屋処理・解体費に要します国庫補助金4,500万円を計上
するものでございまして、補助率につきましては2分の1でございます。

22款1項6目災害復旧事業債につきましては、家屋解体費の国庫補助金
の裏負担といたしましての起債4,500万円を計上いたすものでございます。
歳入につきましては以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

それでは、引き続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。

10款2項2目衛生・環境災害復旧費でございますが、補正前の額8,340
万円、今回補正しようとする額9,000万円とし、合計で1億7,340万円とな
るものでございます。補正額の財源内訳につきましては、ただいま財政課
長よりご説明のあったとおりで、国庫支出金4,500万円、地方債4,500万円
とするものでございます。

15節工事請負費につきましては、今回の東日本大震災によります罹災証

明があります住家で、全壊39棟、これは6月13日現在かと思いますが、全壊が39棟、大規模半壊30棟の解体撤去に要します費用を見込んで今回補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

これですが、これは仙台市ではもうとっくに国庫で、これは半壊までやるというような事業で今進んでおるわけですが、今回何でこんなに大和町ではおくれたのか。もう3カ月もたって、もう解体をしている方々も結構自費でやっておるわけですよ。それで、今になって、国の制度といいながら情報がおくれたのか。1点ですね。

それから、これは国庫と起債ですよ。これは、あとこの起債の分は後で交付金等々で返ってくるのか。その2点、よろしく願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

平渡議員のご質問にお答えいたします。

今回の今の時期というふうなことでございましたけれども、仙台市も6月11日付でしたか、河北新聞等で周知、広報といいますか、大々的にこういった制度のご案内をしているところでございまして、郡内の町村一斉にこういった説明会も、5月9日だったと思いますが、県の方に入りまして説明会を受けたわけですが、その段階では特別な地区、あるいは特別な一帯で、災害が隣の場所、隣の場所とどなたもわからないような津波被害のその大きい部分についての適用が、阪神あるいは中越地震と、そういったものを例を踏まえて撤去、解体というふうな部分も説明がありまして、内陸の部分はちょっと違うというふうな取り扱いもそこであったわけです。

それで、細部については、個々に応じての相談というふうな環境省の職

員の方のお話もあったようでございまして、職員の受けとめ方とすれば、内陸はその段階でははっきりしなかったということございまして、今の段階かと言われればそうでございますけれども、他の自治体の動きもいろいろ見たわけですが、仙台市が一番大きく新聞報道をされたので早速確認もしたということございまして、内陸であっても全壊、大規模半壊、そういったもので、今回町としても解体撤去の部分について国費の補助をいただいて撤去しようと、そういうことで支援を図りたいという考えでございました。

なお、国庫と起債の関係につきましては、財政課長の方でお願いしたいと思っております。（「半壊については」の声あり）ああ、失礼いたしました。半壊の部分につきましては、今回これから要綱整備というふうな形で週明け早々決定していく予定でございますが、その中で半壊部分についても必要な部分も確かに、どうしても真にやむを得ない解体というふうな部分もあるかと思っておりますので、その部分については要綱の中でも検討させていただくということで、すべてが該当というふうな形になるとはちょっと考えにくいのですが、真にやむを得ないような解体、どうしても生活環境上支障があって、あるいは危険家屋というふうなものがございまして、そういった部分についても若干適用も考えていきたいということで、今検討中でございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

解体費用の財源の後年度の負担というふうな形でございますけれども、半分につきましては国庫補助金というふうな形で当該年度に交付されるものでございます。残り半分につきましては起債措置しまして、これにつきましてはこれまでの通例ですと財政融資資金というふうな国の資金がつきまして、10年で償還というふうな形になろうかと思っております。この負担につきましては、普通交付税で95%、特別交付税で5%という形で、すべて国で見るというふうな形でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

解体というのは、単価は国で定める単価で多分統一だとは思いますが、これはやはり先ほどの方の質問もあったのですが、やはり仙台市なんかでは業者を指名して、仙台市内の業者に指名して、それを分けてやるということなのでしょうけれども、大和町の場合はこれはどのような方法でやるのか。やはりさっき言ったとおり、復旧をやるときだけすぐに地元業者を使ってやっており、ただこれはあくまでも一般競争でやるものでもないと思うよね。国からある程度坪単価の解体料と決まってくるわけですから、やっぱりそういうときはなるべく町内の企業に平等に渡るようなやり方も、私として見れば、国の予算でやるものですから、そういう配慮もあってもいいのかなと思いますので、その点をお願いしたい。

それから、やっぱりいろんなこういう国からの情報がだんだんおくれて入ってくるのですけれども、瓦れきの件に関してもですよ、最初は大和町では有料でやったのだけれども、それから今度無料になったと。やっぱりそういう件もいろいろある。これは、いろんな罹災証明で高速道路が無料になるとか、やはりいろんな課の課長たちももう少しアンテナを高くして、やっぱりほかのよりもいち早くこういう情報を取り入れてやらないと、人がやったのを見て次というのでは私はちょっとおかしいと思うのです。いろいろ今までのやり方が。ですから、国の後出しがいろいろあるでしょうけれども、それをいち早くやっぱりキャッチして、課長たちももっとやっぱり勉強をしてやってもらわなければ、もう後手後手に回ると思います。その点、それは町長の方でちょっと答弁をお願いしたいのですけれども、一応その業者の設定をどうするか、お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

お答えいたします。

まず、今回の撤去、解体の単価というふうなご質問があったかと思いませんので、これにつきましては県が示している単価というふうなものを採用しての、県の場合はいろいろ災害査定とか公的な部分に使っている単価のようでございますので、それを市町村でも単価として限度額での設定というふうな形になろうかと思えます。その部分で計算されるということで、建物解体の面積掛ける、そういった積算の単価を掛けてというふうな部分で補助支援ということが、限度いっぱいというふうになっております。

次に、情報のキャッチでございますけれども、ちょっとおくれた部分はありますので反省しながら、できるだけ国の制度の取り入れについては、いち早くキャッチできるように努力してまいりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

企業の選定につきましては、先ほど副町長が申し上げた内容で、災害復旧とあわせて諸問題の、こういった災害復興ですか、そういった部分に係る分については執行部の方で入札、応札、あるいは随契というふうな考え方がありまして、また先ほど議員からの地元企業といったこともあるようですので、その部分については協議をさせていただきたいと思えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

情報の収集ということでございます。そのとおり、今回、今回は決しておくれたとはちょっと思っていないところもあるのですが、国の考え方、示しが、人のせいにするわけではありませんが、やはり遅いです。今回のやつもそういった形で、沿岸部につきましてはそういった可能性もあるという話があり、あとどうしても片づけなければならないということで、仙台は先行して半壊までやったということであります。大和町の場合につきましては、大和町というか、こちらについてはそういった対象ではないということで、瓦れきの処理の方についてですね、それもちょっとおくれたという話ですが、そういったことで進んでおったところでございますが、その回収がこちらまでできるということになりまして、その結果今回提案

になってしまいました。大変、もうやった方もおいででございますので、我々も非常にそういう方に対しては申しわけなかったというふうに思っておりますし、国に対しては非常にせつかくやるならもっと早くやってくれというふうな思いがございます。

なお、そういった情報の収集につきましては、可能性のあるもの、やっぱりそういうのは常に持つておかなければならないというふうに思っておりますので、それはこれから、これまでちょっとそういう後手になったところもありますので、その辺はしっかりやって、先手とはちょっと言えない部分もありますので、そういうところはありますけれども、努めてまいりたいというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長千坂正志君。

副 町 長 （千坂正志君）

お答えをしたいと思います。

解体関係につきましては、今回個人の家屋という形でございますので、そして今回のこの制度、町とそれから施工業者が契約するという形になります。その際、それぞれの個人の住宅でございますので、被災に遭った方々の意向とかそういう部分もあろうかと思っておりますので、それを参考にしながら町と施工業者を決定したいというふうに考えてございます。

今の段階では、もう解体が終わっている方々もおりますけれども、これにつきましても申請主義でございますので、今後どういう施工業者にやってもらったのかをヒアリングして、そして契約をするという形をとるといふふうになってございますので、これから進めていきたいと思っております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにないですか。13番大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

今、瓦れき等々解体についての国庫で負担であるということでもあります

けれども、まずもって今まで私は近隣を見ながら被害程度も見ているわけですが、これは国の基準で当然判定されたものとは思いますが、要は実際修理にかかろうとすれば、基礎からやらなければならないというふうな半壊とみなされた家屋も当然あるわけです。要は、言いたいのは、この大規模半壊と大規模半壊に近い半壊、その差がどの程度なのかということもありますし、むしろ大きくかかる人も実際はこれに該当しないということもあるように見えます。

そういった意味で、今回解体家屋で基礎部分はないということでありませうけれども、要はそのぐらい壊れれば、基礎部分から当然直すか解体しなければならないわけですね。これらについても、もう少し融通をきかせた対応の仕方があってしかるべきだと私は思っておりますけれども、まずもって早目に判定していただいたということについては、震災当初から役場の職員が一生懸命やったということについては、これは大変ありがたいと思っておりますけれども、なお現在において半壊とみなされてもなかなか大きな修復費用がかかるというふうなこともございますので、その辺をどう把握されているのか、まずそれもお聞きしたいと思いますし、やはりもう少しその修理状況等々予算的なものを含めて、本来ならば助けてやるべきものが該当しないということではいけないのではないかとこのように思いますので、あわせてその辺を2点についてお伺いしておきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

それでは、大友議員のご質問にお答えをさせていただきます。

真にやむを得ない家屋ということで、大規模に近い半壊はどうなんだとこのことで、これにつきましてはまだ正式に決まっておらないわけですが、これから要綱などを定めて、きちっとその部分をこういった形で確認していくかということ、当然そういった部分については判定すべきような審査会といいますか、そういったもので決定をしていただくというふうな形、その前提となる部分でございますが、一つ国の考え方の示し

がございまして、生活環境の保全上やむを得ず解体というふうなものはどういったものかということでございますが、修理を行えない程度の損害がある。二つ目に、家屋等の倒壊による人的、建物的の物的被害を防止する必要がある。あるいは、浸水関係の方で、土砂の堆積とかそういったものでもう家が全部壊れてしまったとか、いろいろそういった状況、状況が、その被災の家屋について状況がありますので、それは申請された被災者の方と、よくよくその内容を伺い、あるいは調査をさせていただいた中で、庁内ではそれを審査してというような形で、補助対象のその大規模に近い半壊かというふうなものの認定といいますか、そういったものを受けながら事務当局として進めていきたいというふうな、今の現段階での進め方の考えの一つでございます。

なお、今回の国から示されました解体撤去の分につきましては、議員ご承知のとおり建物の取り壊しの部分というふうなことで、ちょっと基礎は入っていない状況もございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

今回の判定の中で、大規模半壊以外の大きな被害を受けた家屋については、再度調査をしながら対応するというので、これについては私はぜひそうしてやってほしいなというふうに思います。ただ、今回の災害に対する国の補助事業でありますけれども、これは確定ではないというふうに理解してよろしいのですか。今からさらに額がふえた場合はどうなるのかということも含めてですね。

それから、やはり家は土台なくして建っていないわけですから、これも壊さなければならないのは当然のことですよね。やはりその辺もこの該当をすべきだと私は思いますけれども、その辺について、これは国の指針等々あるとはいいいながら、実際はそうではないのだろうと。上を壊せば基礎もふっちゃいでしまっちゃうというのが現実だろうと思います。やはりその辺も、改めて再度お伺いしておきたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

お答えをさせていただきます。

まず、今回の補正の額については、今回積算した中では全壊と大規模半壊というふうなことでお願いをしているわけです。それで、半壊でも大規模に近いというふうな部分については、当然今回の積算にはちょっと入れておりませんので、動く可能性は当然その部分では出てまいりますので、適宜、適切に議会等の方をお願いするような形になろうかと思えます。

なお、この全壊、大規模の数につきましても13日現在といった調査の段階での数でございますので、これも動く場合ももしかしてあれば、そういったことも考えたら、申請主義といいますか申請の実績に応じますので、その辺はちょっとプラマイは今の段階では申し上げられない状況でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

大友勝衛君。

13 番（大友勝衛君）

説明のお話はわかりますけれども、ただどうしてもこういう該当ですよということになれば、「ああ、該当しないんだ」と当然あきらめる方もいらっしゃるかもしれませんが。やはりその辺は窓口として、やはりその辺の幅を持った町民にもお知らせをすべきだと思いますし、余り被害がふえない方はこれはいいわけでありますけれども、現実はどういった大きな被害を受けている方々がいっぱいいるということも認識しながら、今後国、県等々において、要望も含めてきちっと申し上げていってほしいなというふうに思いますし、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

答弁はいいですか。（「まあ、ありましたら……」の声あり）環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

最後になりますけれども、きちっとした対応というふうなことで、しっかりと趣旨をわきまえながら適正に、被災者の身になってといたしますか、そういった丁寧な対応に尽くしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと。なかなか国のはっきりしない部分もございますので、適宜確認をしながら、被災者の方に間違いのないようにご説明を続けていきたいというふうに考えております。よろしく願いします。

（「最後なんて言っていないよ」の声あり）ああ、すみません。大変失礼いたしました。その部分は取り消しさせていただきます。失礼しました。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに何人ぐらいおりますか。（「なし」の声あり）えっ。（「休憩なし」の声あり）もういいですか。続けますか。6番高平聡雄君。

6番 （高平聡雄君）

それでは、事項別明細書の3ページの、災害復旧費国庫補助金ということについての先ほどのご説明についてお伺いをします。

当初沿岸部が対象だったと理解されるものが、ことここに来て内陸部についてもその該当とするという説明が加えられたということが判明したので、今回の補正予算だというようなお話をいただきました。

そういったことで、前者の方々も申されておったのですが、ほかの自治体なんかでもPRをして早速始めていらっしゃるというようなところもあるようですが、そういった中でこの国庫補助金の性格についてお伺いをしますが、当初は沿岸部だけが対象だったということで、その地域が指定されていたものということで、大和町が該当をしなかったという理解だったのか。あるいは、そうではなくて、そういう幅を持たせたものだから、なかなかその判断ができなかったということなのか。あわせてですね、どうもほかの自治体の内容と比べて大和町のこれまでの説明は、細かい要綱は来週詰めるというお話ではありますが、どうも細部にわたって説明とほかの情報とに差が見えるわけです。そういったものについては、この国庫補助金、裁量権を各自治体に持たせてその範囲を定めさせているものなのか。この補助金の用途について、どのようなことなのかお聞かせをいただきたい。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

高平議員の質問にお答えをさせていただきます。

当初の説明会では、沿岸部と内陸部が差があるといいますか、そういった取り扱いではちょっと仕分けがあったということで、沿岸部につきましては県の方が一括して事務委任を受けて処理をするというふうなものが打ち出されたようでございまして、内陸部はそれから外れるというふうな趣旨での受けとめ方を、内陸部の町村はしたわけでございます。それで、瓦れきの処理につきましては、国が示しております環境基準といいますか、廃棄物の方の処理基準に従って分別、収集、そういったものをやるということでございましたので、その部分でちょっと認識といいますか、その説明の受けとめ方といいますか、そういった部分でちょっと違いがあったのかなと思います。

こちらでもう少し環境省の職員にただしながら繰り返し繰り返し伺っていけば、その部分を明確にされたのかなと。環境省の方の説明は、途中であとは個々の自治体と何かあればというふうな形での説明で終わったものですから、なかなかその時間制約も当初ありまして、説明会はたったのその一回だけで終了して、あとはメール等のいろんな情報ですか、国の環境省の考え方の基準が毎日のように一つ、二つというふうな形で入ってきておりまして、なかなかそれも補助要綱の改正とかいろいろありましたので、なかなかこちらでは難しかったなというふうに思っております。

それで、今の段階での、今回提案した時期での、提案がちょっと遅いとか、あるいは他自治体とのちょっと差があるのではないかというふうな部分はありますが、町としての今回の考え方としまして、全壊、大規模半壊を対象にして解体撤去のご支援をしたいという考えで、国庫金の導入も入れてというふうな考え方に立ったわけでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

私は、遅い、早いということテーマというか、お伺いをしているものではないのですよ。この補助金の使途が各自治体によって、沿岸部あるいは内陸部、単純に言うと仙台市と大和町で、その使途の違いがあるのかということ。画一的に使わなければならないもの、国庫補助金は画一的に使うというようなものの範囲の中で使えるものなのか、その沿岸部の地域と内陸部の地域では、例えばの話、大規模半壊までとか、それが沿岸部では半壊まで含めるのだとかという、そういう裁量権が各自治体に与えられているのかというのを先ほどからお伺いをしたいということなのですよ。

仮に、もしそういうことが裁量権として与えられているのであれば私は申し上げたいことがあるものですし、また補助金として画一的なものがあるとすれば、他の自治体に倣うべきだというふうに私は思うわけでありませぬ。当然ですよ、画一的なのだから。だから、その辺が不明確だからお伺いしている。

なぜかという、松島町のホームページをちょっと開いてみたら、こういうふう書いてあるのですよ。損壊家屋等の処理についてということで、「罹災証明で建物が全壊、大規模半壊、半壊と判定されたものが該当する」と。さらに、「個人や企業で所有する建物等」、そして括弧して「事務所、店舗、作業場、ブロック塀等」ということも明示されているのですよ。当然、「これについて町が現地を確認し、危険と判断した建物が対象」だと。さらには、「既に業者に依頼し解体撤去した建物等も対象になりますので、ご相談ください」という、この範囲を示しているのですよ。それと、先ほどご説明をいただいて、今後要綱を早急に詰めるという範囲であっても、前者の方々もいろいろご意見を述べた中でも、どうもおっしゃっている範囲がほかの自治体とは明らかに違うというふうに私は聞いておったのですよ。

仮に、先ほど言ったように前段の話ですが、画一的なもので、松島町は沿岸部なのかどうかわかりませんが、そういったところと同じ使途が認められているのであればですよ、私は同じようなものを明示して、結果とすればそれで該当するしないというのは最終的に判断があるのだらうと思います。

また、これは解体撤去費ですから、すべて解体をするということが前提

の話で、必ずしも皆さんが解体するわけではないし、確率としては当然出てくるのだらうと思います。そういった意味合いからも、すべてが該当するとは当然思いませんが、姿勢として、やはり町としてはこういうものに対して積極的に対応しますよということを明らかにすべきだというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

国の国庫金の交付基準というふうなものがございまして、市町村が認めた場合というふうに限定されているわけですが、その中で損壊家屋等の解体事業に係る費用というふうな部分で、積算の単価とかいろいろあるわけですが、この損壊家屋等の解体事業という部分が、いろいろその解釈ではございませんけれども、その範囲がどこまでも広がるのかというふうな部分が、確かに私の方でも疑問符の部分がございました。それで、いろいろ検討しましたけれども、今回町内の被災状況等も勘案して、解体撤去をするというふうな部分はまず全壊、大規模半壊というふうに設定したわけです。

なお、ただし書き的な形になりますけれども、半壊であっても、先ほど前者の議員さんの質問でも、必要な部分が出てきた場合はどうするのだといった場合については、町としては審査会なり、そういうふうな検討会といたしますか、そちらもあわせて設置して、相談の中身で当然調査をしてまいりますという考え方でございます。そういった部分の周知ですか、それにつきましてもきちっと図っていきいたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

よくわからない。ごめんなさい。もう少し明快に答えてほしいのですが、要するに画一的にやるものではなくて、これは各町村で判断をした中で裁量の中でやれますよということで、この国庫補助金を今回利用するということなのですか。そうじゃなくて、その画一された中で最大限見るのだよという姿勢なのか。私は、これは考え方としては、そんなに私が述べていることと町が今やろうとしていることにギャップがあるというふうには考えていないのですよ。最終的には町が、これらが該当するというふうに判断したものが該当するわけでありますから、示す場合には明確にここまでといった場合に、何か後から横出ししているのか、あるいは上積みしたのかみたいな印象ではなくて、初めからこの範囲で、その中でも町が認定したものであるというような示しの方が、より、先ほどの方々のお話も含めて、理解を得やすいのではないかと。何か、言われたから出しました的印象を持たれやしないかということなのですよ。

ですから、裁量権があって仮におやりになるとすれば、そういう裁量をもってやるべきだろうし、画一的にやるとすれば、そういうことを基準にしてやるべきではないかということをお願いしているのです。町長、いかがですか。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

今回のこの場合につきましては、その裁量権といいますか、松島さんとか各地区でやられております。それは、基本的には住宅であること。それから、全壊、半壊、取り壊しが必要であるといえればそういうことになるのだといえます。全壊、半壊の中でもそういうのがあると。

それで、町で考えましたのは、取り壊し、解体をするという前提の中に、全壊は当然取り壊しであるのと、それから大規模半壊ということについては、まず修繕するということではなく取り壊しであろうと。ただ、半壊の方になれば、いろいろなケースがあらうと思いますので、この際、この際と言ったらあれですが、被災だけではなくてという理由づけもあるでしょ

うし、また半分だけとか、この部分だけとかといういろいろなケースが出てくるのだというふうに思っております。

高平議員の言ったように、間口を広くやってあとは相談するか、最初ここは全部だよと、こちらについては相談だよといいますか、どれかということ町は今回後者みたいな形になったわけでございますけれども、その中で、さっき大友議員のお話にもありましたとおり半壊をということで、課長がそれにつきましては申請をいただいた中で、実際ここは半壊でも取り壊しが絶対必要なのであると。被災によっての取り壊しという意味ですね。ここはちょっと非常に微妙なところだと思うのですけれども、その辺の判定をする部分については、大和町では判定をする組織を設けて、それで判定をした方がいいのではないかとということで、今回先ほど申し上げたような提案になったところでございます。

そのほかに、裁量権とかいろいろあるわけでございますけれども、例えば松島さんの店舗とかそういったものは、私はちょっと店舗までは、そういうのは対象外というふうに聞いておりますので……（「入っている。松島は」の声あり）いや、松島は入っているのでしょうかけれども、だからそれについては松島さんの独自の上乘せみたいなのところがあるのだというふうに思っております、それはいろいろ各市町村であるというふうに思っております。

そういった意味合いにおきまして、町では、その全壊、大規模半壊については全員がまず取り壊すという大前提があるであろうということ。半壊についてはいろんなケースがあるだろうから、取り壊しをしたい方、もしくははした方について町の方に申請をいただいて、そこで地震被害のために、再築、再建をするために必要だったかどうかのチェックをした方がいいという判断をしたところでございます。

高平議員のような逆の、逆のといいますか、先にこっちからやって縮めるという方法ももちろんあるというふうに思いますが、その辺ちょっと、やることは結果的に同じだと思うのですけれども、その知らしめる方法といたしますか、そういった部分で町とそこがちょっと違ったと思いますが、考えていることはそういうことで、同じと言ったらちょっと失礼かもしれませんが、やろうとしている気持ちは同じでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

結論がさほど変わらないというもし認識があるとするれば、これは示すときに、やっぱり何となく後づけしたとか、横出ししているだとか何とかということではなくて、これはこういう基準でやりますよというのはやっぱり前面に私は出すべきだと。そうじゃないと、何を基準にして、先ほど申請があった場合と、何を基準にしてではその人たちは申請するのですか。やっぱり半壊という基準に対しては該当すると。ただし、それも全部解体しなければならないだとか、いろいろ今度要綱の中へ示されてくるわけでしょう。そういったときに、それが該当するかしないかというのはその後の話で、初めが中途半端、わかりにくい形であれば、「何かあの人は該当して、うちはならなかったんだよね」というようなことになりはしないかと。

これは私が感じることだけなのかもしれないけれども、少なくともこういう文書にする場合でも、そういうややこしい勘違いの受けとめ方にはならないのではないかというふうに思いますので、ぜひそういうことも要綱の中を詰める場合に十分検討していただきたい。以上、答えは要りません。

議 長 （大須賀 啓君）
休憩します。
休憩は10分間とします。

午後2時56分 休 憩
午後3時06分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかにございませんか。
「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。えっ、質問……。

もとい。では、簡単に。（「はい、簡単に」の声あり）17番大崎勝治君。

17 番 （大崎勝治君）

いろいろ解体についてお話が出たのですが、解体の全壊という中で半分生かしたいということも、私もちょっとかかわっていた関係であるものですから、そういうときはどういう対応をするのか。全壊だから皆壊してもらうのはただといっても、80過ぎてから借金して家を建てられないという方もあるわけですから、そういうときにどういう対応をすればいいのか。ちょっとどこまで、半分残すといってもこれは大変だと思うのですね。すっかりきれいに切ってとってもらわなければならないと思うのです。そこを残す部分をふさぐとなれば。そういうときはどういう対応をするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

大崎議員のご質問にお答えいたします。

明確に回答というわけにはいかないのですが、国の基準が、被災して危険な家屋、あるいは隣地なりそういったものに危険を及ぼしていると、そして生活環境上に非常に支障があると、そういったもので解体というふうに基準が明確になっておりますので、その観点から申し上げますと、上物部分の建物ですね、住居していた家屋については全部取り壊しというのが基本で、それに国費を投入するというふうな考え方でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

大崎勝治君。

17 番 （大崎勝治君）

基準で全部解体でなくてはだめだということでございますけれども、さ

つき言ったように、その主がそういう状態で、この部屋だけ残して住みたいということも語っているのですが、そういうときの対応、やっぱり地権者とのご相談になるのですか、その場合は。必ずやっぱり危険だから皆とらなくてはならないということなのか、その辺もう少し詳しくお聞きしたい。

議長 （大須賀 啓君）

では、窓口に行って相談したらいいのではないですか。（「はい、いいです。では」の声あり）もう一回聞く……、同じことだと思うけれども。環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

お答え申し上げます。

その方が全壊であれば当然申請できるわけですので、申請窓口で、こちらの考え方といたしますか、国基準、そういったものをよくよく丁寧にご説明申し上げるほかないかなというふうにして、ご理解をいただいて申請していただくか、あるいは取りやめになるか。町の方では、ぜひ解体というふうな考え方でご説明申し上げますので、ぜひ全壊という部分でお願いしたいなというふう考えております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんね。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、同意第4号でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、宮城県黒川郡大和町〇〇〇〇〇〇〇番地。氏名、根元泰夫でございます。生年月日、昭和〇年〇月〇日となっております。

別添の説明資料をお開きいただきたいと思いますが、根元氏につきましては、学歴、職歴、役職歴、ここに記載のとおりでございます。

根元氏は、現在お願いしているところでございますが、今月の28日に任期満了を迎えますことから同意をお願いしたいというふうに思っております。これまでの実績、またはそういった経験等々につきまして、再度根元氏をお願いしたいというふうに思いましてご提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから、同意第4号を採決いたします。

この採決は会議規則第82条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番浅野正之君及び11番鶉橋浩之君を氏名します。

投票用紙を配ります。

投票漏れはございませんか。（「投票していません。まだ」の声あり）
ああ、ごめんなさい。投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんね。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れはなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異常ございませんでしたか。（「はい」の声あり）

以上なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長 （浅野喜高君）

1番藤巻博史議員、2番松川利充議員、3番伊藤 勝議員、4番平渡高志議員、5番堀籠英雄議員、6番高平聡雄議員、7番秋山富雄議員、8番堀籠日出子議員、9番馬場久雄議員、10番浅野正之議員、11番鶉橋浩之議員、12番上田早夫議員、13番大友勝衛議員、14番中川久男議員、15番中山和広議員、16番桜井辰太郎議員、17番大崎勝治議員。

議長 （大須賀 啓君）

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。10番浅野正之君及び11番鶉橋浩之君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票16票、無効投票1票です。有効投票のうち、賛成16票。以上のおり多数です。したがって、本件は原案について同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

参考までよろしいですか。17票のうち有効16票ですが、「同意」と書かれているのですね。多分賛成だと思うのです。ただ、賛成か反対かですから、同意は無効ということになるかと思えます。ご理解いただきたいと思えます。

日程第7「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてということでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、宮城県黒川郡大和町〇〇〇〇〇〇〇〇番地。氏名、鈴木隆司。生年月日、昭和〇年〇月〇日生まれでございます。

別添の説明資料、2ページをごらんいただきたいと思いますが、鈴木隆司氏の学歴、職歴、役職につきましては記載されているとおりでございます。ごらんいただきたいと思えます。

現在も人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、本年の9月30日で任期満了を迎えることとなっております。これまでのご活躍の中から、再度鈴木氏をご推薦いたしたく提案をさせていただきました。どうぞよろしく願います。

議 長 （大須賀 啓君）
暫時休憩します。

午後3時25分 休 憩

午後3時27分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）
再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配付しました意見書のとおり、適任と認める答申をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第2号はお手元に配付しましたとおり、適任と認める答申をすることに決定しました。

日程第8「所管事務調査の申し出について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第8、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時28分 閉 会